

後期高齢者医療制度

一定以上の障害（※）のある65歳以上74歳以下の方は申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しい内容は、担当課までお問い合わせください。

※一定以上の障害とは左記の内容となります。

- ①国民年金法による障害基礎年金1級および2級
 - ②身体障害者手帳1級・2級・3級および4級の次の障害
 - ・音声、言語、そしゃく機能障害
 - ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・下肢の下肢2分の1以上欠く
 - ・下肢の機能の著しい障害
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級および2級
 - ④療育手帳A1およびA2
- 申請・問い合わせ／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

有田川町重度心身障害者(児)福祉手当

有田川町重度心身障害者(児)福祉手当は、本町の住民基本台帳に登録されており、在宅で身体・知的・精神のいずれかに重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給される手当です。

※「在宅」とは自宅で生活されている方、または平成27年10月1日において施設入所、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院していない方を言います。

- 支給要件(平成27年10月1日現在)
 - ・身体障害者手帳の交付を受けており障害程度が1級または2級で、その手帳を本町で管理している方
 - ・療育手帳の交付を受けており障害程度がAで、その手帳を本町で管理している方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており障害程度が1級で、その手帳を本町で管理している方
- 手当額／年額1万円

※受給資格があると思われる方に対し、10月下旬に手続きについて通知させていただきます。

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別をなくしていくことで、障害のある人もない人も、分けへだてられないことなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、次のように定めています。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることをしてはいけません。たとえば以下のようなことが該当します。

- ・障害があることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ること。
- ・障害があることを理由に、バスやタクシーの乗車を断ること。
- ・車いすを利用していることが理由で、飲食店の入店を断ること。

② 合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

- ・筆談、文章の読み上げ、ゆっくり

と丁寧な説明など、障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること。

- ・案内表示の文字を大きくするとともに、弱視の方や色覚障害者の方にも配慮した色の組み合わせにすること。

障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。この法律は平成28年4月から施行されます。

●関連情報(内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

